

筑後国郵便局印

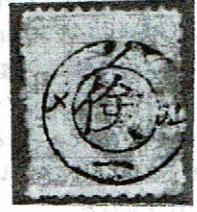
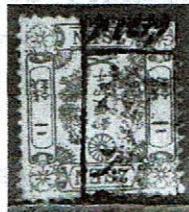
江戸時代有馬藩の城下町として繁栄していた久留米の街は、徳川慶喜による大政奉還により有馬藩主をはじめ諸大名も領地返還し、筑後国は三潴県となつた。明治時代に変わり政府の近代化政策により、明治4年郵便制度を新設し、その年東京～長崎間に郵便が利用できることになつた。

久留米郵便取扱所は、柳川・瀬高の郵便取扱所と同時に明治5年7月1日の開設で、本線の轟（現鳥栖）から久留米に入り柳川・瀬高を経て熊本県南の閾・高瀬・植木・熊本を通り鹿児島に至る郵便線路上にあたる。

久留米郵便取扱所は、明治6年2月5日二等郵便仮役所、同年4月3日二等郵便役所となり、筑後地方北部の郵便遞送の拠点局として重要な位置を占めている。

久留米郵便取扱所 三潴～御井郡～久留米市 不統一印

開設当時に使用された切手の抹消印。



記号入番号印

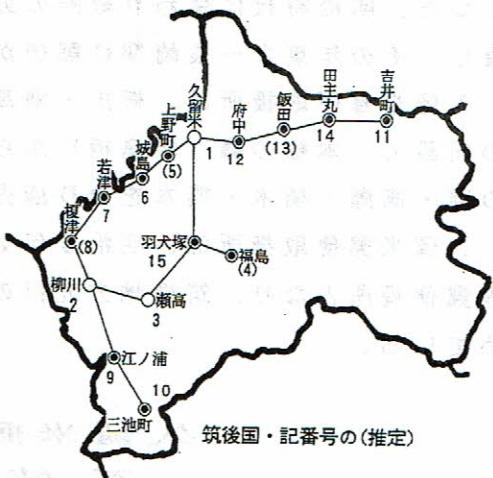
明治7年12月ごろより使用された抹消印。

筑後国の記号は「イナ」



イナ第4号～イナ15号間の(推定)		
7年規則地名	番号・地名	郡名
飯田	(◎) 4 (福島)	上妻郡
田丸	5 (上野町)	
吉井町	6 城島	三浦郡
福島	7 若津	
城島	8 (榎津)	
上野町	9 江ノ浦	三池郡
羽犬塚	10 三池町	
榎津	11 吉井町	生葉郡
若津	12 飯田	御井郡
江ノ浦	13 (飯田)	山本郡
三池町	14 田丸	竹野郡
府中	(◎) 15 羽犬塚	上妻郡

■は既知を表す



- ・筑後國の記番印＜イナ＞の番号付けは、既知になっている番号を地図の上に載せてみると、大きくは左回りで行なわれていることが判る。6年規則局所のイナ第1号～イナ第3号がそうであり、7年規則局所の場合もそうである。
- ・すなわち、まず図上で、既知になっている城島＝イナ第6号と若津＝イナ第7号が左回りで並んでいる。城島の右隣の上野町はイナ第5号であろう。その前の福島がイナ第4号であろう。
- ・イナ第7号＝若津につづくイナ第8号は左隣の榎津であろう。榎津からさらに郵便線路が南下する江ノ浦がイナ第9号、さらに南の三池町がイナ10号であることはすでに判っている。
- ・イナ11号以下は豊後街道沿いの局所になる。この郵便線路上に並ぶ4局所のうち3局所までが既知であるから、残る飯田がイナ13号ということになる。
- ・一番最後の、羽犬塚＝イナ15号も既知である。

【確認記番印の出所・出典】

- ・イナ第1号＝久留米：『郵樂』、伊藤、山中。
- ・イナ第2号＝柳川：『郵樂』、伊藤、山中。
- ・イナ第3号＝額高：記番印館。
- ・イナ第4号＝(福島)：(記番印印影) カナイ 75 - F1315, 112 - 1164. ジャパン 2 - 1442.
- ・イナ第5号＝(上野町)：未発見。
- ・イナ第6号＝城島：『消とエ』16 - 113.
- ・イナ第7号＝若津：伊藤、山中、『消とエ』7 - 2 「筑後國の消印」、『全日本郵趣』1989.8月号。
- ・イナ第8号＝(榎津)：未発見。
- ・イナ第9号＝江ノ浦：『消とエ』14 - 52, 17 - 24.
- ・イナ10号＝三池：『筑後國の消印』、『全日本郵趣』1989.8月号。
- ・イナ11号＝吉井町：記番印鑑。
- ・イナ12号＝府中：山中、記番印鑑。
- ・イナ13号＝(飯田)：未発見。
- ・イナ14号＝田丸：『消とエ』14 - 52.
- ・イナ15号＝羽犬塚：『消とエ』33 - 17.

【参考資料・文献】

- ・『福岡県史料二十』(府県史料) 国立公文書館蔵。
- ・『角川日本地名大辞典 40 福岡県』、平成3年。



柳川郵便局

山門～柳川市

立花藩の城下町として栄え、筑後地方では最初の柳川郵便取扱所が明治5年7月1日に開設されている。

明治30年12月26日「柳河」と局名を改称したが、現在は柳川に戻つている。

不統一印

記番印 イナ題二号



KG型印 筑後・山門 KB₂型印



丸一型印



便号なし

筑後国郵便局印

瀬高郵便局 山門郡

明治5年7月1日、久留米・柳川と同時に開設された郵便取扱所で、開設当時の局名を維持し、郡名もそのままで経過している。

不統一印

KG型印 築後・山門



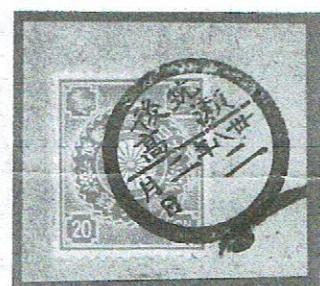
記番印



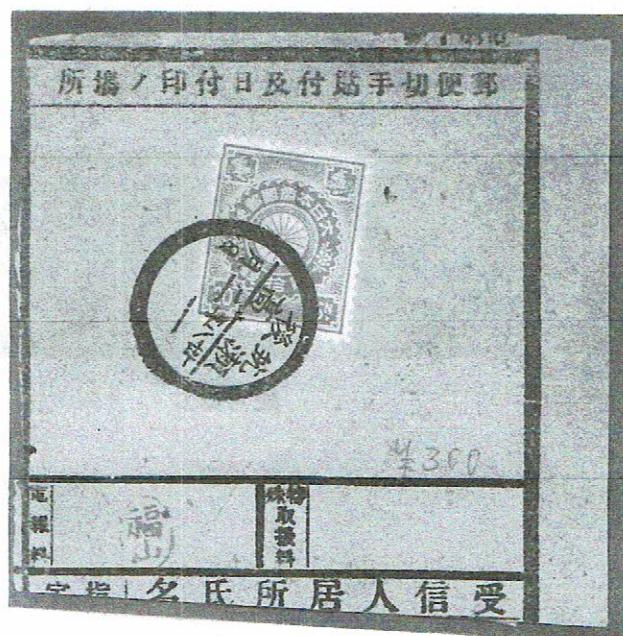
瀬高 不足印



丸一型印



便号なし



縦書丸一型印

